

新城市物品等電子調達実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新城市契約規則（平成17年規則第37号）に定めるもののほか新城市（以下「市」という。）があいち電子調達共同システム（物品等）を利用して物品の買入れ、借り入れ又は役務の提供等の調達手続きを実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要領は、電子入札において入札心得に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、入札心得の規定を準用する。

(用語の定義)

第3条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム（物品等）

愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、入札参加資格申請や電子入札等をインターネット等の情報通信技術を利用して行う情報システムをいう。

(2) 入札参加資格申請システム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、物品の製造若しくは販売又は役務の提供に係る入札等に参加するための入札参加資格申請に関する事務手続きを処理する情報システムをいう。

(3) 電子入札システム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札（見積りを含む。以下同じ。）に関する事務手続きを処理する情報システムをいう。

(4) 入札情報サービスシステム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。

(5) 電子入札

電子入札システムを利用して執行する入札をいう。

(6) 紙入札

電子入札によらず書面により執行する入札をいう。

(7) オープンカウンタ（公開見積競争）

電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。

(8) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。

(9) ID

電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより、市へ入札参加資格申請を行い、資格認定後交付される識別符号をいう。

(10) 電子くじ

電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(11) 執行担当者

電子入札システムを利用する契約案件について、案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続きを担当する市職員をいう。

(電子入札の対象)

第4条 電子入札の対象となる契約方式は次に掲げるものとする。ただし、市長が電子入札に付することが適当でないとするものは除くものとする。

- (1) 一般競争入札（総合評価一般競争入札を除く。）
- (2) 指名競争入札（総合評価指名競争入札を除く。）
- (3) 随意契約（オープンカウンタに限る。）

(電子入札システムを利用できる者)

第5条 電子入札システムを利用できる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加資格の申請を行い、資格認定を受けた者とする。

2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請システムより交付されるID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。

ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パスワードを変更している場合は、再度のパスワードの変更は要しない。

(ICカードの登録)

第6条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにICカードの利用者登録を行わなければならない。ただし、新城市入札審査会が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、利用者登録済みのICカードが失効した場合又はICカードを更新した場合、次の各号によりICカードの利用者登録を行わなければならない。

(1) 利用者登録済みのICカードが失効した場合

新たに取得したICカードにより再度ICカードの利用者登録を行う。

(2) ICカードを更新した場合

利用者登録済みのICカード及び新たに取得したICカードを用いてICカードの更新の利用者登録を行う。

3 電子入札を拡大するための試行等、新城市入札審査会（以下「審査会」という。）が特に必要と認めた場合は、前項の規定に係わらず電子入札を実施できるものとする。

(ICカードの名義人)

第7条 ICカードの名義人は、市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。

ただし、代表者から市の入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は、受任者とする。

2 ICカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請システムにより申請内容の変更の手続きを行うとともに、前条第2項第2号の方法により新たな名義人のICカードに更新しなければならない。

3 電子入札参加者が、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとする等、ICカードを不正に使用した場合、市長は、その者が行った入札の無効、契約解除

等の措置を取ることができる。

(案件登録等)

第8条 市長は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札システムに登録し、公開するものとする。

(競争入札参加資格確認申請書の提出)

第9条 一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより当該入札に参加するために必要となる資格を有することを証明する書類を添付し、電子署名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）を付した競争入札参加資格確認申請書（様式1）を申請期間内に市長へ提出しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第10条 市長は前条の競争入札参加資格確認申請書を受領したときは、入札参加資格者名簿等により参加資格の有無を確認し、その結果を記載した競争入札資格確認通知書（様式2）を電子入札システムにより送信するものとする。

2 前項の通知書を受領した者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

(指名の通知)

第11条 市長は、指名競争入札を実施しようとするときは、指名通知書（様式3）を電子入札システムにより送信するものとする。

2 指名の通知を受けた者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を通知しなければならない。

(入札書の提出)

第12条 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書（見積書を含む。第22条に規定する再度入札にあっては、再入札書。以下同じ。）を作成し電子署名等を付したうえで、入札受付期間内に提出しなければならない。

ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子入札システムより見積用暗証番号を入力するものとする。

(紙入札の承認)

第13条 電子入札案件において、紙入札での参加を希望する者は、入札受付期間終了時まで紙入札参加承認願（様式4）（以下「承認願」という。）により市長の承認を得るものとする。

2 前項の規定により承認願の提出があった場合は、市長は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の途中でいる場合

(2) ICカードが失効、閉塞又は破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがなく、市長がやむを得ないと認める場合

(3) パソコン等にシステム障害が生じた場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者等の責によらないやむを得ない事由があると認められる場合

3 市長は、紙入札での参加を承認する場合は紙入札承認通知書（様式5）により、不承認の場合は紙入札不承認通知書（様式6）により不承認の理由を明らかにして、それぞれ通知しなければならない。

4 紙入札の承認を受けた入札参加者（以下「紙入札参加者」という。）は、承認後の電子入札システムによる手続は認めないものとする。なお、紙入札参加者が承認前に電子入札システムにより行った手続は有効なものとして取り扱う。

5 電子入札を拡大するための試行等、審査会が特に必要と認めた場合は、前項の規定に係わらず電子入札を実施できるものとする。

(紙入札の取扱い)

第14条 紙入札の承認願、書面による競争入札参加資格確認申請書、入札書(様式7の1)(第23条に規定する再度入札にあつては、再入札書(様式7の2))の提出場所、提出方法については、案件ごとに市長が指示するものとする。

2 書面による競争入札参加資格確認申請書、入札書の受付期間については、特段の指示のない限り、電子入札システムによる受付期間と同一とする。

(入札の辞退)

第15条 入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に電子入札システムにより、市長へ辞退届(様式8の1)(第23条に規定する再度入札にあつては、再入札辞退届(様式8の2))を提出するものとする。

ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付期間内に上記で定めた辞退届を書面により市長へ提出するものとする。

(入札参加資格の失効)

第16条 入札参加者等は、次に掲げる場合は当該案件に関する入札参加資格(オープンカウンタを含む。)を失う。

(1) 案件公開日から落札決定日までの期間に新城市から指名停止措置を受けている者

(2) 落札決定日において手形交換所その他市長が案件ごとに定める条件を充たさない者

2 入札参加資格を失った者が既に入札書を提出していた場合は無効とする。

(入札の中止)

第17条 市長は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができる。

2 前項の規定により、入札を中止した場合、市長は、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

(開札予定日等の変更)

第18条 市長は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、電子入札システムにより日時変更通知書(様式9)を送信するものとする。

(開札)

第19条 開札は、当該入札事務に関係のない職員(以下「立会者」という。)の立会いのうえて、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 紙入札がある場合、執行担当者は、入札金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に電子入札システムにより一括開札を行うものとする。

3 前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第20条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号(任意の3桁の数値)を記載して提出するものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

(落札者の決定の通知)

第 21 条 落札者を決定した場合は、市長は入札参加者に対し、電子入札システムにより落札決定通知書（様式 10）を送信するものとする。

（保留の通知）

第 22 条 市長は、開札後ただちに落札者を決定することができない場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより、保留通知書（様式 11）を送信するものとする。

（再度入札）

第 23 条 開札をした場合において、入札参加者の入札金額が予定価格の制限の範囲内でないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき）は、再度の入札を行うことができる。

2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに市長が指定し、電子入札システムにより再入札通知書（様式 12）を送信するものとする。

3 再度入札の回数については、2 回までの範囲内で案件ごとに市長が定めるものとする。

4 前項までの規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積りは実施しないこととする。

（不調）

第 24 条 市長は、落札者がなく不調となった場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより不調通知書（様式 13）を送信するものとする。

（紙入札参加者への通知）

第 25 条 紙入札参加者に対する第 18 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条第 2 項及び第 24 条の通知は、口頭又は書面等確実な方法により行うものとする。

（結果の公表）

第 26 条 市長は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合は、その結果を入札情報サービスシステムに登録し公表するものとする。

（電子入札システムによる提出）

第 27 条 電子入札システムにより送信された競争入札参加資格確認申請書、入札書、辞退届は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

2 電子入札参加者は、これらのサーバへの到達を電子入札参加者の使用するパーソナルコンピュータに表示される受信確認通知画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管するようにしなければならない。

（電子ファイルの提出）

第 28 条 電子入札参加者は、市長へ資料を提出する場合は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

2 前項の電子ファイルの容量は 3MB を上限とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形式については、LZH 又は ZIP 形式に限定するものとする。自己解凍方式（EXE 形式）は、これを認めない。

3 第 1 項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は別表のとおりとする。

4 電子入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入のうえ、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウイルス感染のチェックを行わなければならない。

5 執行担当者は、電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法について協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウイルス駆除が可能と執

行担当者が判断するときに限り認めるものとする。

- 6 電子ファイルによる送信ができない場合については、市長の指示するところにより、郵送又は持参により提出ができるものとする。その場合の提出期限については、特段の定めのない限り電子入札システムによる場合と同一とする。

(障害時等の対応)

第 29 条 案件登録後、市長の使用に係る電子入札システムの障害、天災・広域停電・通信障害によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと市長が判断したときは、電子入札を中止又は紙入札へ変更することができる。

- 2 紙入札へ変更する場合は、執行担当者は全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で以下の点を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書(様式 14)により通知するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと
- (2) 既に完了している電子入札システムによる手続は有効なものとして取り扱うこと
- (3) 既に送信された入札書は無効とすること
- (4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと
- (5) 紙入札に係る入札方式その他必要事項

(その他)

第 30 条 この要領に定めのない事項は、市長が別に定めるものとする。

別表(第 28 条関係)

使用アプリケーション	ファイル形式
Microsoft Word	Microsoft がサポートをしているもの
Microsoft Excel	Microsoft がサポートをしているもの
その他	PDF 形式 画像ファイル(JPEG、TIFF 又は GIF 形式) 圧縮ファイル(Lzh、Zip 又は Cab 形式、ただし自己解凍形式(EXE 形式)は認めない。)

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。